

令和7年度

伊勢崎市国民健康保険税について



▲市HP

! 他の保険に切り替わったときは、国保脱退の手続きが必要です。郵送でも手続きできます。

国民健康保険税を納付する方(納税義務者)

納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国民健康保険（国保）加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

納税通知書について

納税通知書は納税義務者あてに送付されます。年度の途中で国保に加入したり、国保税額に変更があったりした場合の納税通知書は、届出をした翌月中旬以降に送付されます。

納付方法について

納付方法には普通徴収（口座振替又は納付書払い）と特別徴収（年金からの差引き）があります。通常4月から翌年3月までの1年（12か月）分を8回（普通徴収）か6回（特別徴収）に分けての納付となります。必ずしも1期分が1か月分ではありません。

普通徴収（口座振替又は納付書払い）

納期限は7月から翌年2月までの各月末日です。12月は25日、月末が土・日・祝日の場合は翌営業日が納期限です。令和7年度納期限（普通徴収）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	随1期
納期限				7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

便利な口座振替をご利用ください

普通徴収の方は原則、口座振替による納付をお願いしています。口座振替の申込みはWebまたは金融機関等の窓口から手続きできます。

取扱金融機関	群馬銀行・三井住友銀行 ^{※1} ・足利銀行・東和銀行・アイオー信用金庫・しのめ信用金庫 桐生信用金庫・あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫 佐波伊勢崎農業協同組合・ゆうちょ銀行 ^{※2} <small>※1 申込書のみ。Webでは申込みできません。 ※2 ゆうちょ銀行は郵便局窓口でも申し込みます。</small>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申込月の月末（または翌月初め）が納期限になっている分は引き落としが間に合いませんので、納付書で納めてください。

- 口座振替を登録すると
- 納期のたびに、市役所・支所や金融機関などへ納付に行く手間が省けます。
 - 指定した口座から自動的に振り替えられるので、納め忘れがありません。
 - 一度手続きをすれば、翌年度以降も口座振替が継続されます。

Web申込等、詳しくはHPをご覧ください➡ [口座振替 伊勢崎](#)

[検索](#)



特別徴収(年金からの差引き)

年金受給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回）の納付となります。世帯内の国保加入者が全員65歳以上75歳未満で、一定の条件を満たす場合、自動的に特別徴収となります。**新規開始は毎年10月です。**

※口座振替を申し込んでいる場合、特別徴収とはなりません。また、年度内に世帯主が75歳に達する場合は、あらかじめ普通徴収に変更されています。

納付に関する注意

- ・国保税が増額となる場合→異動月から月割で課税されます。届出が遅れた場合でも取得日にさかのぼって課税されます。
 (例) 社会保険から国保に切り替えた、伊勢崎市へ転入した、所得が増額修正されたなど
- ・国保税が減額となる場合→異動月の前月まで月割で課税されます。納付いただいた分が還付となる場合は後日、収納課から還付に関する通知を送付します。
 (例) 国保から社会保険に切り替えた、他市町村へ転出した、所得が減額修正された、死亡したなど
- ・納付額が高額となり、納期限までの納税が困難な場合には、収納課で納税方法を相談することができます。

国民健康保険税の税率

各世帯の年間の国保税を税率により算定します。年度途中で加入・脱退があった際は、加入月に応じて月割計算します。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
病気にかったときなどの医療費として、 国保加入者全員が負担します。	後期高齢者医療への支援分として、 国保加入者全員が負担します。	介護保険事業への納付金として、40歳 から64歳までの国保加入者が負担します。
①所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 6.9%	④所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 2.6%	⑦所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 2.1%
②均等割 国保加入者数 × 26,000円 <small>未就学児 (*2) 半額</small>	⑤均等割 国保加入者数 × 10,000円 <small>未就学児 (*2) 半額</small>	⑧均等割 対象者数 × 11,000円
③平等割 1世帯につき 20,500円	⑥平等割 1世帯につき 7,500円	⑨平等割 1世帯につき 6,100円
【①+②+③】 (限度額66万円)	【④+⑤+⑥】 (限度額26万円)	【⑦+⑧+⑨】 (限度額17万円)

*1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除

*2 未就学児とは6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者のことです。

均等割・平等割の軽減

手続き不要(所得の申告が必要です)

前年中の世帯主と被保険者の総所得(軽減判定所得)が一定額以下の世帯は、均等割額及び平等割額が減額されます。**世帯主及び被保険者に前年分の所得を申告していない方がいると、適正な税額計算、減額制度の適用ができません。**収入がない場合や、遺族・障害年金等の非課税所得のみであった場合なども、減額制度の適用を受けるためには申告が必要ながあります。

減額割合	世帯員(世帯主+被保険者)の軽減判定所得の合計
7割 を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の場合
5割 を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(30万5千円×被保険者数)以下の場合
2割 を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(56万円×被保険者数)以下の場合

- 被保険者には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。
- 給与所得者等の数とは、世帯主及び被保険者で以下の①②のいずれかに当てはまる方の人数です。
 - ①給与収入55万円超の方
 - ②公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超の方
- 上記表の【10万円×(給与所得者等の数-1)】の加算は給与所得者等の人数が2人以上の場合にのみ適用します。
- 65歳以上の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。
- 収用等の特別控除の適用を受けている場合、軽減判定所得は特別控除前の所得を使用します。
- 青色専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業主の軽減判定所得に含まれます。
- 青色申告で繰越純損失がある場合、専従者給与分を繰越純損失から除きます。

非自発的失業者の所得割(給与所得)の減額

申告が必要

会社の倒産、解雇、雇止めなどにより離職した人は、国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには申告が必要です。次の全ての条件に該当する場合は、該当者の給与所得を30%に減額して国保税を算定します。

- 離職時の年齢が65歳未満。
- 雇用保険受給資格者証等に記載の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか。

減額対象期間は離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度までとなります。申告には**雇用保険受給資格者証**または**雇用保険受給資格通知**(ハローワーク発行)、**本人確認書類**(運転免許証等)、マイナンバーがわかるものをお持ちください。



▲専用HP

子育て世帯に対する軽減

未就学児の均等割額の減額

手続き不要

国保に加入している就学前の子ども(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)にかかる国保税の均等割額の5割を減額します。

産前産後期間の国保税の免除

届出が必要

出産予定または出産した人の国保税の所得割額と均等割額が軽減される制度があります。免除対象期間(産前産後4か月間)に国保の加入期間がある人が対象です。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出ができます。窓口または郵送で届出ができます。



▲専用HP

国民健康保険税の減免

申請が必要

災害、失業・廃業・病気などにより課税年度の世帯所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合は、国保税の減免を受けられる場合があります。**減免を受けるには納期限7日前までに理由を証明する書類を添えて申請が必要です。**減免申請が受理された時点で、減額済み、納付済み、納期を過ぎている税額については減免できません。申請後、審査により減免の承認・不承認を決定します。**申請により必ず減免を受けられるとは限りません。**

収監等により国保を使用できない場合の減免制度もあります。詳しくは国民健康保険課へご相談ください。



▲専用HP

所得申告について

申告が必要

国保税は、同一世帯内の世帯主及び加入者の所得をもとに算定します。正しい国保税額算定のため、世帯主及び加入者は**毎年所得の申告が必要です。**

! 未申告の方は、納税通知書の「国民健康保険税個人明細書」の被保険者氏名の横「未申告該当」欄に「未申告」と表示されます。

未申告の表示がある場合

… 収入の有無により申告方法等が異なります。国民健康保険課にお問い合わせください。

- ※ 収入がなかった場合や、収入が遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税所得だけだった場合でも、申告が必要です。
- ※ すでに市民税課で申告済みの人は、改めての申告の必要はありません。行き違いの場合はご容赦ください。



▲専用HP

脱退手続きのご案内

職場の健康保険に加入したときや、その扶養家族となったときには手続きが必要です。脱退手続きをすることにより、国民健康保険税の税額変更処理をすることができます。税額に変更が生じる場合には、届出の翌月以降に世帯主あてに通知します。忘れずに手続きをお願いします。



▲専用HP

お問い合わせ先

伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係

電話 0270-27-2736 (直通) E-mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp